

3 自然災害発生(警報・注意報発令)時の対応

(1-1) 富士市に警報・注意報が発令された場合

| 情報 | | 授業 | 在宅時 | 在校時 |
|-----|----|------|---|--|
| 注意報 | 強風 | 平常授業 | ① 気象情報や地域の実情等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。 ② 安全に登校することが困難な場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。 | ① 気象情報や地域の実情に応じ、下校することもある。 |
| | 大雨 | | | |
| | 洪水 | | | |
| 警報 | 暴風 | 自宅待機 | ① 午前6時時点で発令されている場合は自宅待機とする。 | ① 安全を確認し、下校する。 ② 安全に下校することが困難な生徒にとつては、保護者と連絡をとり、学校で待機する場合もある。 |
| | | 休校 | ① 午前11時時点で発令されている場合は休校とする。 | |
| | | 授業 | ② 午前11時以前に警報が解除された場合は、注意報発令時に準じる。ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機とする。(この場合、「出席停止」とし、「欠席」の扱いはしないが、授業は「欠課」となる。) | |
| | 大雨 | 平常授業 | ① 注意報発令時に準じる。 | |
| | 洪水 | | | |

※特別警報が発令された場合は暴風警報に準じる。

(1-2) **居住地が富士市以外の場合**

最初に、「富士市に警報・注意報が発令された場合」を御確認ください。

富士市以外にのみ、警報・注意報が発令されている場合。

| 情報 | | 授業 | 在宅時 | 在校時 |
|-----|----------|------|--|--|
| 注意報 | 強風 | 平常授業 | ① 気象情報や地域の実情等を保護者と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校する。 ② 安全に登校することが困難な場合は、学校に連絡し自宅で待機し、状況を見て登校する。 | ① 気象情報や地域の実情に応じ、下校することもある。 |
| | 大雨 | | | |
| | 洪水 | | | |
| 警報 | 暴風 | 授業 | ① 午前6時時点で発令されている場合は自宅待機とする。その際、学校へ連絡する。(富士市には「暴風警報」が発令されていない場合、「遅刻」の扱いはしないが、授業は「欠課」となる。) ② 午前11時時点で発令されている場合は、自宅待機とする。その際、学校へ連絡する。 (この場合、「出席停止」の扱いをし、欠席としない。ただし、授業は「欠課」となる。) | ① 安全を確認し、下校する。 ② 安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡をとり、学校で待機する場合もある。 |
| | | 授業 | ① 午前11時以前に警報が解除された場合は、注意報発令時に準じる。 ③ ただし、公共交通機関の運転見合わせ等により登校できない場合は引き続き自宅待機とする。(この場合、「出席停止」とし、「欠席」の扱いはしないが、授業は「欠課」となる。) | |
| | 大雨 洪水 | 平常授業 | ① 注意報発令時に準じる。 | |

※特別警報が発令された場合は暴風警報に準じる。